

消費者庁・新潟県
平成27年度個人情報保護法説明会

番号制度（マイナンバー制度）の 概要と個人情報保護

2015年11月6日
弁護士 辻畑 泰喬

1 はじめに

1-1 番号制度の導入

2009年12月 「平成22年度税制改正大綱」で番号制度に言及（民主党政権）

「第一に、不安解消のための社会保障制度改革実現に向けたインフラ整備です。国民が安心して生活するためには、社会保障制度の抜本改革が必要です。そのために、社会保障・税共通の番号制度などのインフラ整備に向けて取組を進めています。」

2010年1月～ 「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」

2010年11月～ 「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」

2011年 基本方針（1月）、要綱（4月）、大綱（6月）

2012年2月 マイナンバー旧法案国会提出

2012年11月 旧法案廃案

2013年3月 マイナンバー法案国会提出

2013年5月 法案成立（24日）、公布（31日）

2012年12月 政権交代

民主党政権時代から検討されて、自民政権時代に成立

1-2 法律の正式名称

○ マイナンバー法（番号法）の正式名称は・・・

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

※ “特定の個人を識別するための番号”（＝個人番号〔マイナンバー〕）

⇒ 基本的には「個人情報」と整理
(「3-2」参照)

※ “利用等”

⇒ 本来適用される法律は？



より厳格な特別規定を設けた



【取扱主体により異なる】

国の行政機関 ⇒

地方公共団体 ⇒

独立行政法人等 ⇒

民間企業等 ⇒

復習

一般法

マイナンバー法は個人情報保護法令の特別規定を定めており優先的に適用。

1-3 マイナンバー法附則

マイナンバー法附則（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）

第六条（抜粋）

1 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。（←マイナンバー法の話）

2 政府は、この法律の施行後一年を目途として、この法律の施行の状況、個人情報の保護に関する国際的動向等を勘案し、特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関する事務を委員会の所掌事務とすることについて検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（←個人情報保護法の話）

【参考】2015年9月3日成立（同月9日公布）

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（前段が個人情報保護法、後段がマイナンバー法）

（同法律1条～3条が個人情報保護法改正部分、4条～7条がマイナンバー法改正部分）

2 マイナンバー制度

2-1 マイナンバー制度導入の趣旨

※内閣官房資料より(同HP参照)

マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

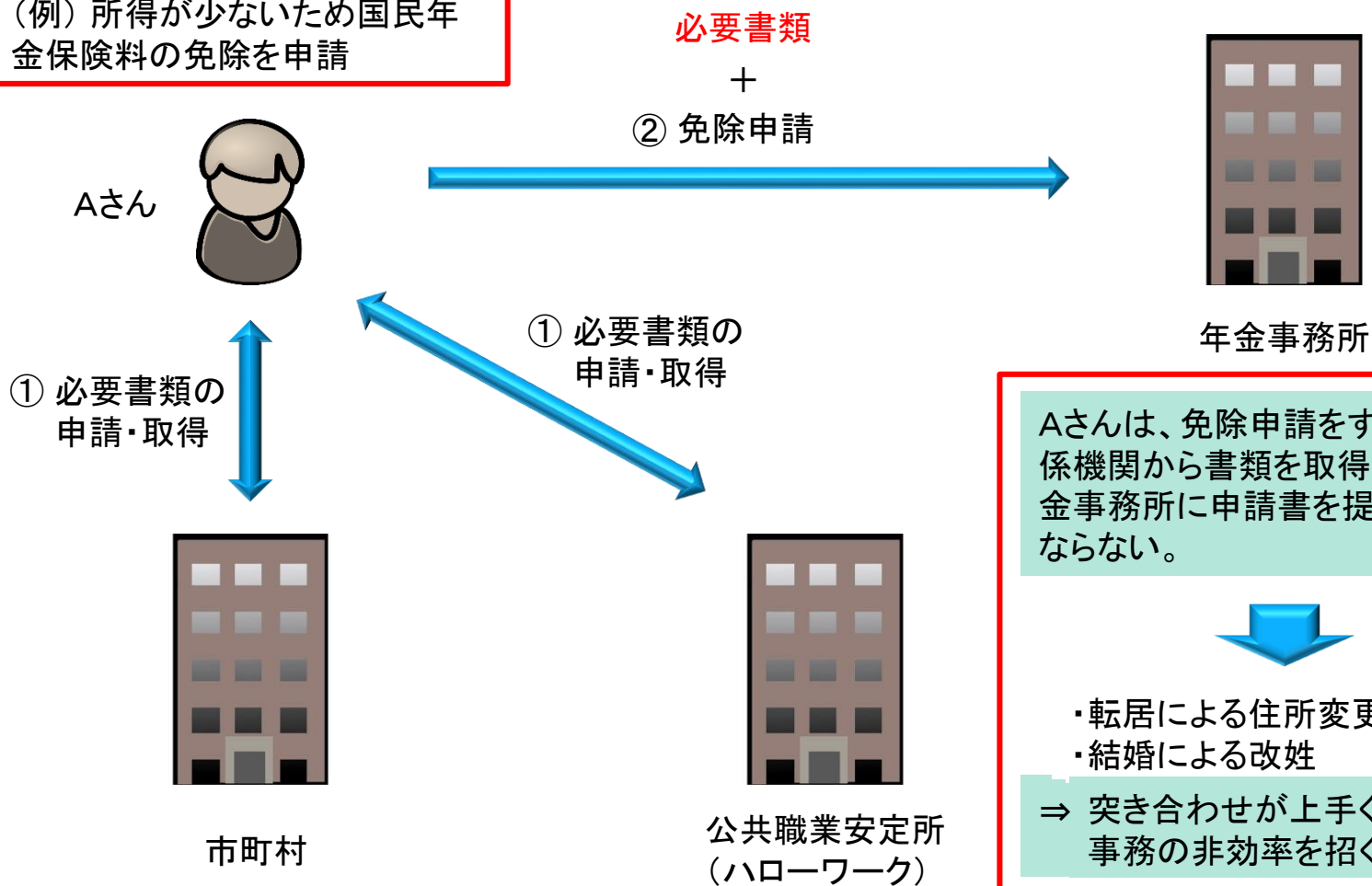


国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

2-2 制度導入前は・・・

「行政機関に申請したい！」
(例) 所得が少ないため国民年金保険料の免除を申請



Aさんは、免除申請をするために、関係機関から書類を取得した上で、年金事務所に申請書を提出しなければならない。

しかも

- ・転居による住所変更
- ・結婚による改姓

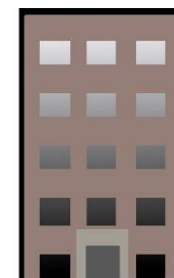
⇒ 突き合わせが上手くいかず行政事務の非効率を招くことも。

2-3 制度導入後は・・・

「行政機関に申請したい！」
(例) 所得が少ないため国民年金保険料の免除を申請

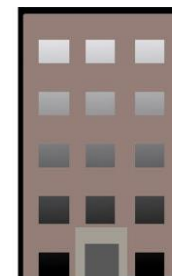


マイナンバー
+
① 免除申請

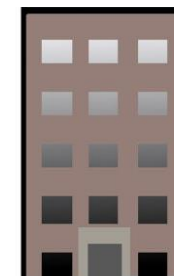


年金事務所

② マイナンバーを暗号化した連携キーを用いて関係機関に照会



市町村



公共職業安定所
(ハローワーク)

Aさんは、マイナンバーとともに免除申請をすればOK！

しかも



- ・転居による住所変更
- ・結婚による改姓

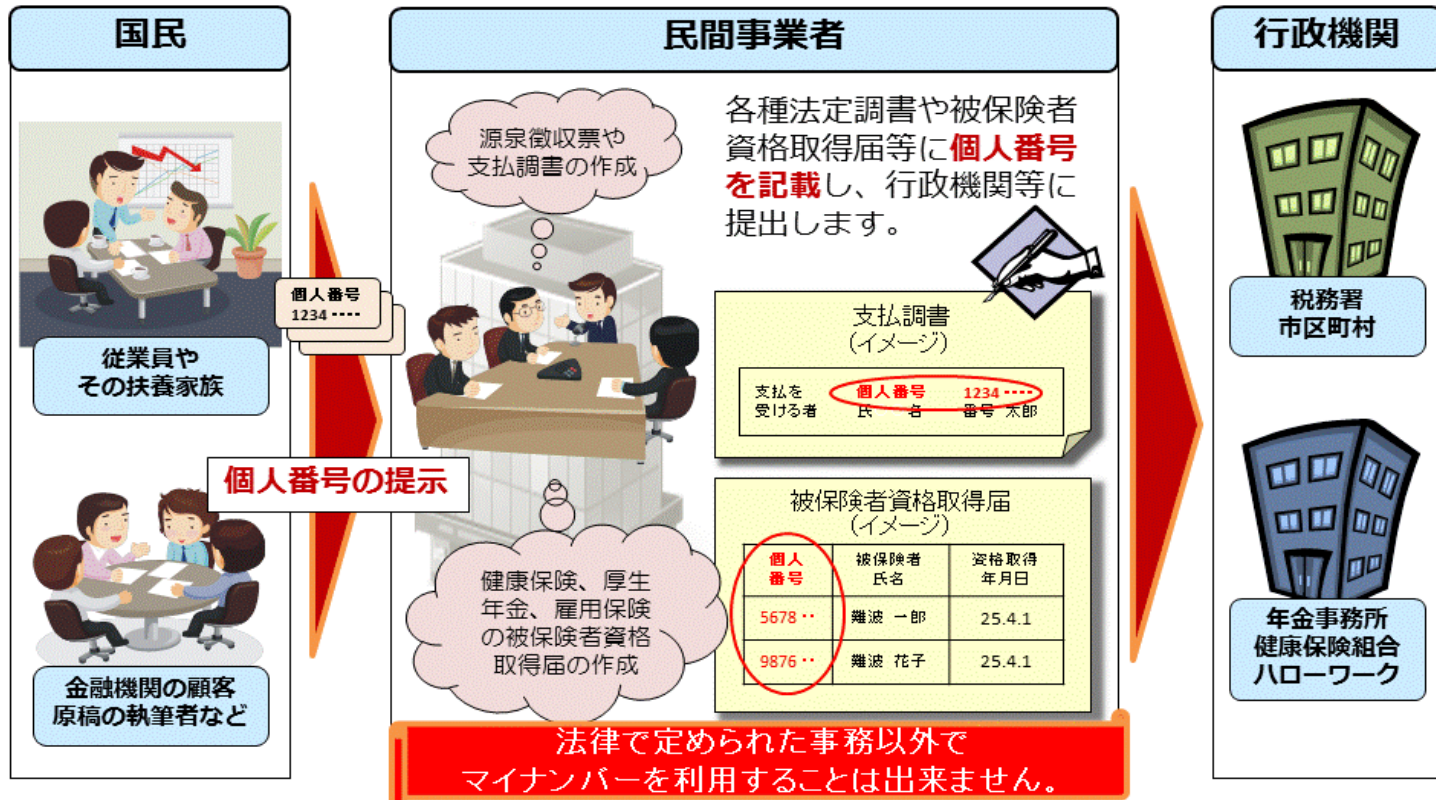
⇒ マイナンバーは転居や結婚があっても変更されないため、同一人物の確認(突き合わせ)が迅速・容易に。

なお、戸籍は利用対象には現段階では入っていないため、戸籍関係の必要資料は添付することが求められる。

2-4 民間事業者でのマイナンバーの取扱い

※内閣官房資料より(同HP参照)

民間事業者も、税や社会保険の手続で、
マイナンバーを取り扱います。

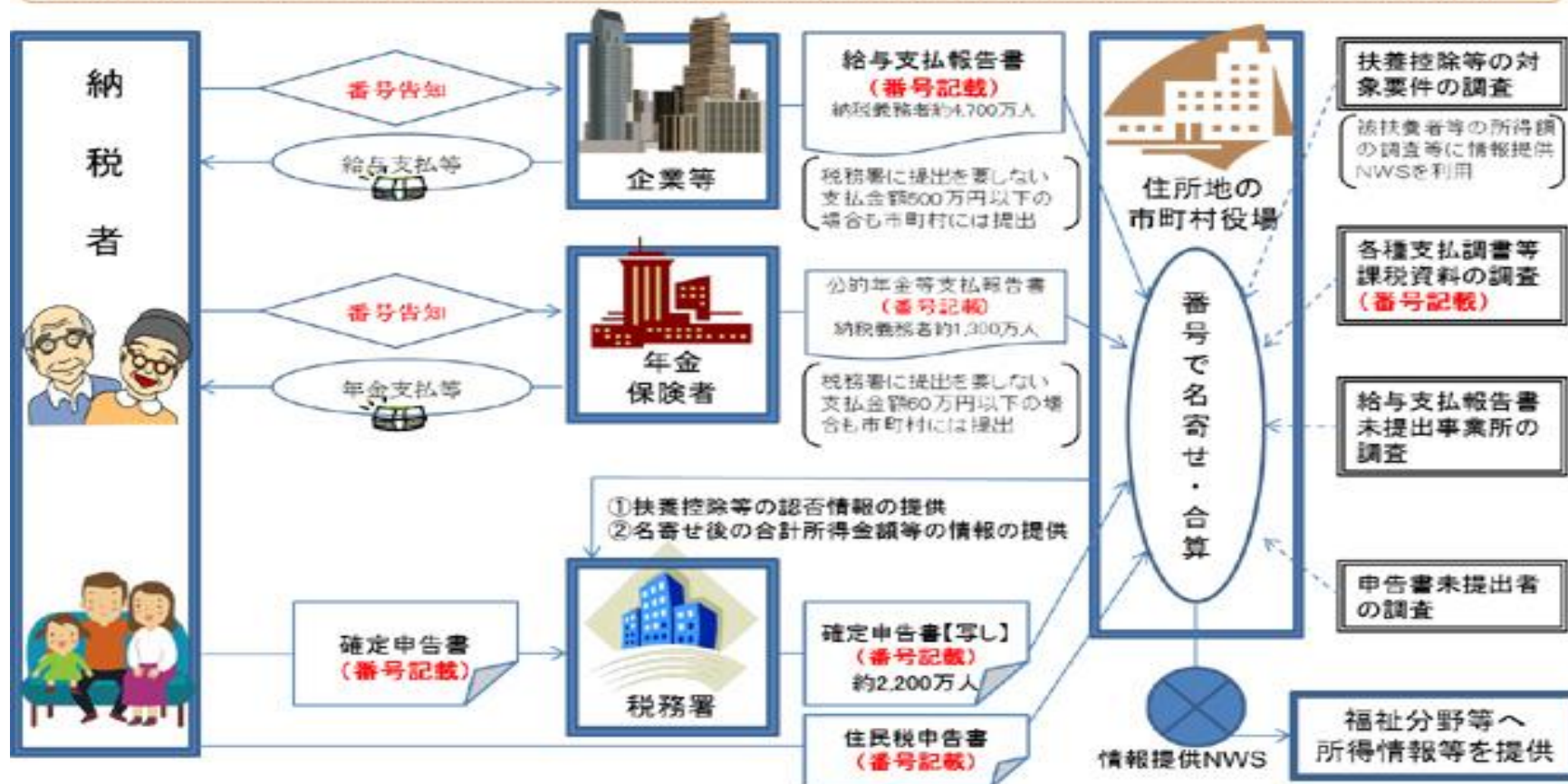


2-5 地方税とマイナンバー

※総務省HPより

社会保障・税番号制度を個人住民税で利用する場合のイメージ

地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市町村の有する住民情報等を、番号をキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。



※ 他の税目についても、番号制度導入により、納税義務者の現状把握が効率的に行えるようになることが期待。

2-6 マイナンバーの利用場面(例)

※社会保障、税、災害対策分野において、法律又は条例で定めた事務を行うためにのみ利用可

<社会保障分野> (年金、労働、医療、福祉)

- 年金 (※)、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、児童扶養手当
- 生活保護申請
- 公営住宅への入居申請 等

※2015年6月発覚の日本年金機構個人情報漏洩問題を受けて、法制度上は対象とされているものの、個人情報保護法等の一部を改正する法律の参議院修正議決(同議決内容で成立)により、同機構は、2017年5月31日までの間において政令で定める日まではマイナンバーの利用ができず、2017年11月30日までの間において政令で定める日までは情報連携を行うことができないとされた。

<税分野>

- 確定申告書、支払調書 等

<災害対策分野>

- 被災者生活再建支援金、被災者台帳の作成 等

2-7 個人番号(マイナンバー)

①「個人番号」(マイナンバー)とは ※基本的に生涯不変の番号であるが、漏洩して不正利用のおそれが認められるときは、本人請求又は市町村長の職権で変更。
住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票に係る者を識別するために指定されるもの(2条5項、8条) ※特段の記載のない限りマイナンバー法の条文番号

- ① 悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ② 唯一無二性(一人一つの番号で重複なし)
- ③ 「民一民一官」の関係で流通・利用可能な視認性
- ④ 最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられる

② 情報連携

複数の機関間において、**それぞれの機関ごとにマイナンバー等を付して管理**している同一人の情報を紐づけし、相互に活用する仕組み

- ① マイナンバー法で認められた場合以外連携不可(19条。別表第2参照)
- ② 情報連携は原則情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け(21条)

③ 本人確認(成りすまし防止) (※ICチップ内にプライバシー性の高い個人情報が入っていない。)

- ① ICチップ(※)、顔写真付「個人番号カード」を交付(希望者)
- ② 「個人番号カードの提示」or「通知カード+運転免許証等所定書類の提示」等で本人確認(16条)

2-8 個人番号カード

○「通知カード」（有効期限なし。個人番号交付時に返納）

マイナンバーが記載された通知カードを、2015年10月以降住民票の世帯ごとに簡易書留で発送。

○「個人番号カード」（有効期限10年。ただし20歳未満は5年）

- ・通知カード同封の交付申請書等により申請。2016年1月以降交付開始予定。交付手数料は無料。
- ・表面にはマイナンバーは書かれておらず、本人同意によりコピー可。普段の身分証として使える。
- ・裏面にはマイナンバーの記載があり、厳格な法令上の取得規制（15条）。

【「個人番号カード」のイメージ図（内閣官房資料より）】

（※引越しの転入届提出時に個人番号カードをともに提出して記載を変更する。その他変更事項があった際は、14日以内に変更届出。）

（表面）

（裏面）



2-9 法人番号①

○ 法人番号とは

特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるもの（2条15項）

○ 付番対象

- ・ ①国の機関、②地方公共団体、③会社法等の規定により設立登記した法人（株式会社等）、④これら以外の法人又は人格のない社団であって「給与支払事務所等開設届出書」（所得税法230条）等を提出することとされているもの（58条1項） ⇒ 特段の手續不要
- ・ 上記①～④以外で政令で定めるもの（58条2項、施行令39条） ⇒ 国税庁長官への届出が必要

	個人番号	法人番号
番号桁数	12桁	13桁
指定者	市町村長（機構が生成）	国税庁長官
通知	2015年10月～	2015年10月～
公表	なし（厳格管理）	あり（名称、所在地、法人番号を国税庁HP等にて）
取得	厳格な規制	自由
利用・提供	厳格な規制	自由

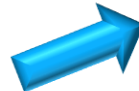
【効用(例)】

- ①法人番号をキーに鮮度の高い名称、所在地情報の入手が可能。取引先情報の登録・更新作業の効率化を図る。
- ②グループ企業等の中で取引先情報に法人番号を付して管理することで、当該グループ内での情報の集約・名寄せ作業の効率化を図る。

2-10 法人番号②

○ 国税庁ホームページ内の「法人番号公表サイト」で自由に法人番号は見れる。

(消費者庁)



(長岡市)



マイナンバー（個人番号）を同様に公表することは違法行為なので、誤解しないように注意！

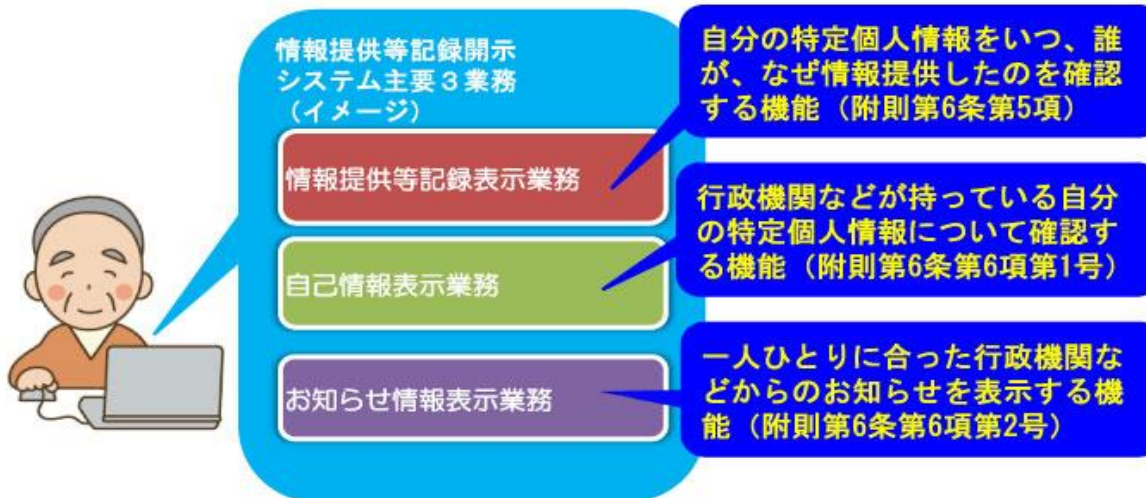
2-11 マイナポータル

- 2017年1月より利用開始予定。
- 行政機関が特定個人情報をいつどこでやりとりしたのか等を自宅のパソコンを通じて確認できる。
- 引っ越しの際の官民横断的な手続のワンストップ化等も検討予定。

※内閣官房資料より(同HP参照)

情報提供等記録開示システム

- ・政府は、法律施行後1年を目途として、
情報提供等記録開示システムを設置する。
(番号法附則第6条第5項)



＜インターネットに接続したパソコンを持っていれば使えるの？＞



- ・個人番号カードのICチップ搭載の公的個人認証(パスワード設定)を用いたログイン方法を採用予定のため、**個人番号カードが必要**。(住基カードを用いる方法もあわせて検討。)
- ・ログイン時に**カードリーダーが必要**となり、その購入費用は各自が負担することを現時点では想定。スマホやタブレットでのログインも想定しているが、認証方式は検討中。
- ・自宅にパソコンがなくても、公的機関にログイン用の端末を設置予定。

3 マイナンバー制度での 個人情報保護

3-1 個人情報保護の必要性

○ 国民の不安

- ・ マイナンバーによってさまざまな情報に紐づいてしまうなら、マイナンバー一つが漏洩したら、自分の個人情報全てが漏洩してしまうのではないかと不安。
- ・ 大企業や日本年金機構など、信頼できると思っていた組織からの個人情報の漏洩まで発生しているなか、行政機関、独法、民間企業において自分のマイナンバーが適正に管理されるのか不安。
- ・ 漏洩したマイナンバーを用いた“成りすまし”等による不正が行われるのではないかと不安。

- ⇒ 個人情報保護法等による規制が既にあるにもかかわらず、漏洩事件は頻発。民間部門の報告件数だけでも年間300件超の漏洩等が毎年継続しており、表面化していないものを含めると実態はその程度の数字では収まらない。
- ⇒ マイナンバー法に基づく更なる厳格管理と、被害が拡大しないための仕組みづくりが必須。

3-2 マイナンバー法による保護対象

○ 保護対象

- ① 「**個人番号**」 (マイナンバー)
- ② 「**特定個人情報**」 (cf 「特定個人情報ファイル」)

○ 「特定個人情報」とは？

個人番号をその内容に含む個人情報 (2条8項) (※)

一般法である個人情報保護法等が
定義する「個人情報」と同義。

(例) 個人番号を付した支払調書や確定申告書
(生存する個人の個人番号そのものも「特定個人情報」に該当)

つまり「個人番号」(数字の羅列)も「個人情報」として整理した。なお、改正個人情報保護法下では「個人識別符号」規定あり。

※ここでいう「個人情報」は、地方公共団体であっても、条例ではなくて個人情報保護法の規定による(2条3項)。民間、地方においては、死者の情報は「特定個人情報」に該当しないのが原則となる。なお、死者の個人番号は「個人番号」として保護対象となる。

<「個人番号」「特定個人情報」>

マイナンバー法による上乗せ規制＋従来の**個人情報保護法制**(一部適用除外や読み替えあり)によって規律

<対象外の個人情報>

従前通り、**個人情報保護法制**によって規律

3-3 取得・管理・利用・提供規制(概要)①

取得

利用

管理

提供

段階	マイナンバー法上の義務
取得	<ul style="list-style-type: none"> ・事務等処理するために必要がある場合に限定した提供要求(14条) ・19条の限定列挙場面を除き提供要求不可(15条) ・受領時の本人確認措置義務(16条) [3-6参照] ・19条の限定列挙場面を除き特定個人情報の収集保管禁止(20条)
管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の再委託は委託者の許諾を得た場合に限定(10条1項) [3-8参照] ・委託者の委託先に対する監督義務(11条) [3-8参照] ・安全管理措置義務(12条) [3-7,8参照]
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用範囲は、9条規定の場面に限定(9条) ・事業者は本人同意があっても特定個人情報の目的外利用不可(29条3項)
提供	<ul style="list-style-type: none"> ・19条の限定列挙場面のみ特定個人情報の提供可(19条) ・事業者は本人同意、オプトアウトでの特定個人情報の提供不可(29条3項)

※「特定個人情報」との明記のあるものを除き、「個人番号」(マイナンバー)に係る義務。

※取得者、提供者の両側面から規制をかけている。

3-4 取得・管理・利用・提供規制(概要)②

つまり、あえてごく簡潔にいうと・・・

「税、社会保障、災害対策に関して法律・条例で認められた場面でのみ、マイナンバーを取得・利用・提供することになる」

【こんな場面はあり得ない】

- ・無関係の会社の担当者が電話や自宅訪問をし、マイナンバーを教えて欲しいという。(×)
- ・自治会の運営のために必要だとして、近隣でマイナンバーを教え合う。(×)
- ・マイナンバーを管理すると漏洩時に厳罰があるため、無料で管理してあげるといわれ、管理委託をする意思はないのに提供する。(×)
- ・従業員番号の代用目的で勤務先の会社に提供する。(×)

3-5 その他の保護措置

- **特定個人情報保護委員会**(※)を設置し、特定個人情報の取扱いに係る監視・監督機能を果たす。〔3-10,11,12参照〕
※ 平成28年1月1日に「**個人情報保護委員会**」に改組される。
- 各行政機関が保有する個人情報を一元管理するのではなく、**分散管理**のうえで、**情報ネットワークシステム**を通じて、**暗号化**して特定個人情報の提供を行う(**符号**で連携)。
- **特定個人情報保護評価**制度の導入 〔3-9参照〕
- **罰則の強化** 〔3-13参照〕
- マイナポータルを通じて、いつ、誰が、なぜ、自らの特定個人情報を提供したのかを確認できる。〔2-11参照〕

3-6 本人確認の措置

① 本人からマイナンバーを取得する場合

- いずれかの方法
- (a) 個人番号カード1つでOK!
 - (b) 通知カード + 身元確認 (※1)
 - (c) 番号付住民票の写しor住民票記載事項証明書 + 身元確認 (※1)

※1 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等のいずれか

② 本人の代理人からマイナンバーを取得する場合

代理権確認 (※2) + 代理人の身元確認 (※3) + 本人の番号確認 (※4)

※2 法定代理人は戸籍謄本等、任意代理人は委任状

※3 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等のいずれか

※4 本人の個人番号カード、通知カード、住民票の写し等のいずれか

※上記以外の手法もあり、詳細は施行令・施行規則で規定されている。

3-7 安全管理措置

- 個人情報保護法では「個人情報取扱事業者」に対する安全管理措置義務・従業員の監督義務が規定されている(個人情報保護法20条、21条)。
- マイナンバー法にも同様に、個人番号の安全管理措置義務に係る規定が整備されており(12条)、従業員の監督についても個人情報保護法の規定が適用される。さらに、5000要件以下の事業者に対しても、特定個人情報の安全管理措置義務・従業員の監督義務が課されている(33条、34条)。(※)

※ なお、5000要件撤廃に係る改正個人情報保護法の施行に伴い、上記マイナンバー法33条・34条は削除。

基本方針の策定・取扱規程等の策定

組織的安全管理措置

- ・事務取扱責任者の設置
- ・事務取扱担当者及び役割の明確化
- ・違反行為の報告体制の構築
- ・内部監査体制の構築 等

人的安全管理措置

- ・事務取扱担当者の監督
- ・事務取扱担当者への継続的教育、内部規程の周知
- ・秘密保持契約 等

物理的安全管理措置

- ・管理区域への入退室管理、制限
- ・管理区域への携帯電話等の持ち込み制限
- ・特定個人情報等に係る資料の施錠管理 等

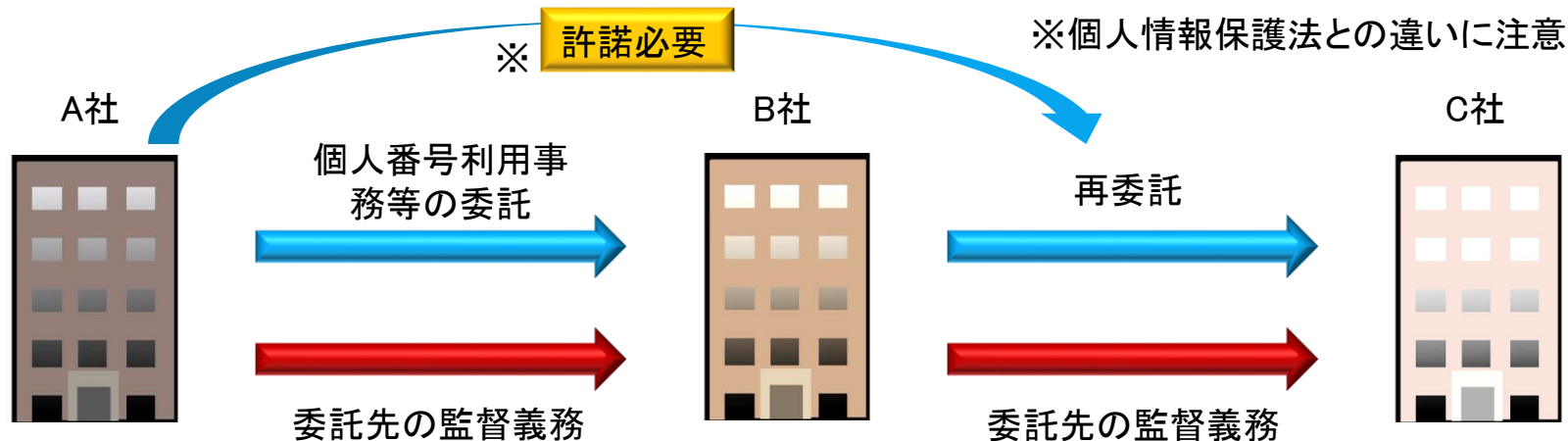
技術的安全管理措置

- ・ユーザーIDやPW設定等による機器へのアクセス制御
- ・ファイアウォール、情報セキュリティ対策ソフトの導入
- ・ログの定期的分析
- ・データのPW設定等

※中小企業における簡易な対応策あり

3-8 委託・廃棄

- 受託者による再委託の際には、**委託者の許諾が必要**（10条1項）
- 委託先への監督義務を負う（11条）



⇒ A社は、B社がC社に対して適正な監督を行っているかをB社に対して監督する責務を負っており、再委託先C社における取扱いを、B社への監督を通じて間接的に監督する立場にある。

- マイナンバー法で限定的に明記された事務を処理する必要がある場合に限り、特定個人情報を保管し続けることができる（20条）。

それゆえ、当該事務処理上必要がなくなった場合において、所管法令で定められている保存期間を経過したときは、個人番号をできるだけ速やかに廃棄・削除しなければならない。

3-9 特定個人情報保護評価

【概要】（26条）

特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、特定個人情報の漏洩その他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価（「特定個人情報保護評価」）を自ら実施し、漏洩等のプライバシーリスクを軽減するための適切な措置を宣言する。

【対象】

国や地方公共団体、独立行政法人等が主な対象。情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を実施する一部民間事業者（健康保険組合等）も対象となるが、**一般的な民間事業者は対象外**。

【手続の概要】（27条）

- ①評価書の公示（事務従事者数、特定個人情報の量、事務の概要、保護措置等を記載）
- ②広く国民の意見を求め、十分考慮の上で見直しを行い、委員会の承認を受ける。
- ③委員会が定めた指針に適合すると認められる場合のみ承認される。
- ④行政機関の長等は、承認を受けた場合は速やかに**評価書を公表**する。⇒**情報連携可能**

⇒ 大量の特定個人情報に紐づき得る、情報ネットワークシステムを通じた情報連携を実施する行政機関等におけるプライバシーリスクを軽減するための事前措置として機能。

3-10 監視・監督体制①

平成27年改正法施行前

- 2014年1月1日に**特定個人情報保護委員会**を設置
 - ① **改正前マイナンバー法36条以下**に規定
 - ② 内閣府設置法49条3項を根拠に、独立性の強い、いわゆる“三条委員会”
 - ③ **個人番号その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するための監督等を任務とする**
⇒マイナンバーと無関係の**一般的な個人情報の監督機能は権限外**とされていた
 - ④ 初代委員長は堀部政男一橋大学名誉教授
 - ⑤ 委員長1名＋委員6名の計7名で組織、国会同意人事(平成27年11月時点では計5名で構成)



平成27年改正法施行後

(※)施行日

- 2016年1月1日に**個人情報保護委員会**に改組
 - ① **改正個人情報保護法59条以下(ただし一定期間は50条以下)**、及びマイナンバー法に規定
 - ② 内閣府設置法49条3項を根拠に、独立性の強い、いわゆる“三条委員会”
 - ③ **個人番号を含む個人情報の適正な取扱いを確保するための監督等を任務とする**
⇒マイナンバーと無関係の**個人情報全般の監督機能を果たす(民間部門のみ)**
 - ④ 堀部政男委員長をそのまま初代委員長へ移行の見込み(改正法附則7条1項)
 - ⑤ 委員長1名＋委員8名の計9名で組織、国会同意人事

※ 個人情報保護委員会の設置・組織に係る規定は**2016年1月1日**に施行され、個人番号等以外の一般的な個人情報に対する監督権限(民間部門のみ)に係る規定は、**2015年9月9日から2年を超えない範囲内で政令で定める日**に施行される。

3-11 監視・監督体制②

つまり、個人情報保護委員会の監督権限の範囲は以下の通り。

公的部門

①マイナンバーに係る個人情報	委員会の監督権限が及ぶ。
②その他一般的な個人情報	委員会の監督権限外であり、行政機関個人情報保護法や個人情報保護条例等の規律による。(※1)

※1 なお、特定個人情報の適正取扱いの確保の必要性がある場合は、共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関して、指導・助言することができる。

民間部門

③マイナンバーに係る個人情報	委員会の監督権限が及ぶ。
④その他一般的な個人情報	監督権限部分の施行後(※2)、委員会の監督権限が及ぶ。

※2 2015年9月9日から2年を超えない範囲内で政令で定める日に施行



- ④が平成27年改正の一つの重要な改正事項。
- マイナンバーに係る個人情報は、公的・民間両部門に対し監督権限を有する。
- 公的部門における一般の個人情報の監督体制の在り方(②)は重要な課題。

3-12 監視・監督体制③

個人情報保護委員会の所掌事務

※2015年9月9日から2年を超えない範囲内で政令で定める日の施行日以後の所掌事務

- ① 基本方針の策定及び推進
- ② 個人情報・匿名加工情報の取扱いに関する監督、苦情申出についての必要なあっせん等
- ③ 認定個人情報保護団体に関すること
- ④ 特定個人情報の取扱いに関する監視、監督、苦情申出についての必要なあっせん等
- ⑤ 特定個人情報保護評価に関すること
- ⑥ 個人情報保護及び適正かつ効果的な活用についての広報・啓発
- ⑦ 事務遂行に必要な調査、研究
- ⑧ 国際協力
- ⑨ その他、法律により委員会に属せられた事務

【上記④の監督権限】(改正法下においてもマイナンバー法に規定)
○ 報告徴収、立入検査・・・マイナンバー法の施行に必要な限度
○ 指導、助言・・・マイナンバー法の施行に必要な限度
○ 勧告、命令・・・マイナンバー法違反の行為が行われた場合

※ 上記②の監督権限は改正個人情報保護法に規定

3-13 罰則の強化

【民間事業者や個人も主体となり得る罰則】

主体	行為	法定刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者	正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 または 200万円以下の罰金 (併科されることもある)
	業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金 (併科されることもある)
主体の限定なし	人を欺き、暴行を加え、または脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること	6か月以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒否、検査妨害など	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

【行政機関等の職員等に主体が限定されている罰則】

主体	行為	法定刑
情報連携や情報提供ネットワークシステムの運営に従事する者や従事していた者	情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金 (併科されることもある)
国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員	職権を乱用して、職務以外の目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書などを収集	2年以下の懲役 または 100万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局職員	職務上知ることのできた秘密を洩らし、または盗用	2年以下の懲役 または 100万円以下の罰金



(内閣官房HP参照)

平成27年改正法施行に伴い、改正個人情報保護法に個人情報保護委員会の委員長等の秘密保持義務規定及び罰則規定が整備されるため、青卒の規定はマイナンバー法からは削除される。

<ポイント>

- 個人であっても罰則が直接科され得る
 - ・他人のマイナンバーを詐取等する行為
 - ・不正に個人番号カードを取得する行為
- 民間企業担当者も罰則が直接科される得る
 - ・業務上扱ったマイナンバー等の不正提供行為
- その他、委員会による命令違反の間接罰等も

4 その後のマイナンバー

4-1 平成27年改正

○「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年9月3日成立、9月9日公布）

⇒ 一括法で**個人情報保護法**と**マイナンバー法**を同時に改正

- ①個人番号の利用範囲拡充、ビッグデータ利活用等、情報の有用性向上という同一趣旨
- ②各改正法の条項が相互に関連（個人情報保護委員会に係る規定等）
- ③同一の内閣委員会で審議

マイナンバー法に係る改正事項（抜粋）

（※「新個」の表記は、改正個人情報保護法の略）

- ① 個人情報保護委員会への改組に伴い、特定個人情報保護委員会に係る規定の削除。ただし、マイナンバーに係る監督権限は改正法下でもマイナンバー法で規定。
- ② 5000要件の撤廃に伴い、個人情報保護法の規律が存在しない小規模事業者は存在しないこととなったため、当該小規模事業者に安全管理措置義務等を課していた改正前マイナンバー法32条～35条の規定を削除。
- ③ 要配慮個人情報の取得制限規定（新個17条2項）、外国にある第三者への提供制限規定（新個24条）、第三者提供時の記録作成義務規定（新個25条）、第三者提供受領者の取得経緯等確認義務規定（新個26条）が改正個人情報保護法で新たに整備されたことを受け、厳格な取得・提供制限規定が既にあるマイナンバー法においては、一般法上の当該義務を適用除外とした（マイナンバー法29条3項改正）。
- ④ 預貯金口座へのマイナンバー付番について利用拡大。ただし、本改正において、口座保有者に付番義務を課すものではない。
- ⑤ 特定個人情報の適正取扱いの確保の必要性がある場合は、共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関して、「行政機関等公的部門に」個人情報保護委員会が指導・助言できることを規定。

4-2 マイナンバー便乗詐欺①

- 行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。
- 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 知らない業者から「マイナンバーを管理します」という電話があった。「専門家が管理するのか」と尋ねたところ、「私が管理する」と言ったので、不審に思い電話を切った。
- 若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きしないと刑事問題になるかもしれない」と言われ、不審に思いすぐに電話を切った。
- 市役所の職員を名乗る者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金がかかる」と言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目に金銭をだまし取られた。
- 公的な相談窓口を名乗る者から電話があり、偽のマイナンバーを教えられた。その後、公的機関に寄付したいという別の男性から連絡があり、そのマイナンバーを貸して欲しいと言われたので教えた。翌日、「マイナンバーを教えたことは犯罪にあたる」と寄付を受けたとする機関を名乗る者から言われ、記録を改ざんするために金銭を要求され、渡してしまった。
- 役所の職員を名乗る者から「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者から名義を貸してもらう必要がある」と電話があり、さらに別の者から「名義貸しは犯罪になって逮捕される」と言われ、解決するために金銭を要求された。被害者が金銭を引き出しにいったところ、金融機関の職員が不審に思い警察に通報したため、被害に遭わなかった。
- 消費生活センターなどを名乗る者から、マイナンバーに関連して個人情報が業者に漏れているので削除してあげるといった内容の不審な電話があった。
- スマートフォンに、「重要 マイナンバーについて」と題するメールが届いた。「マイナンバーの個人情報漏えいが発覚し、このままでは携帯電話が使えなくなったり、ローンが組めなくなったりする」などの危機感をあおる文章で、手続きのために別のサイトに誘導するアドレスが記載されていた。

(国民生活センター、内閣官房HP参照)

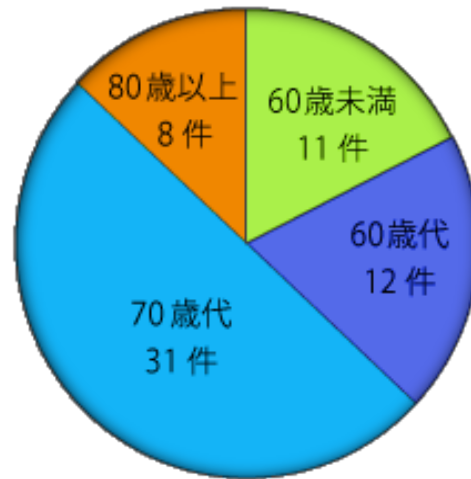
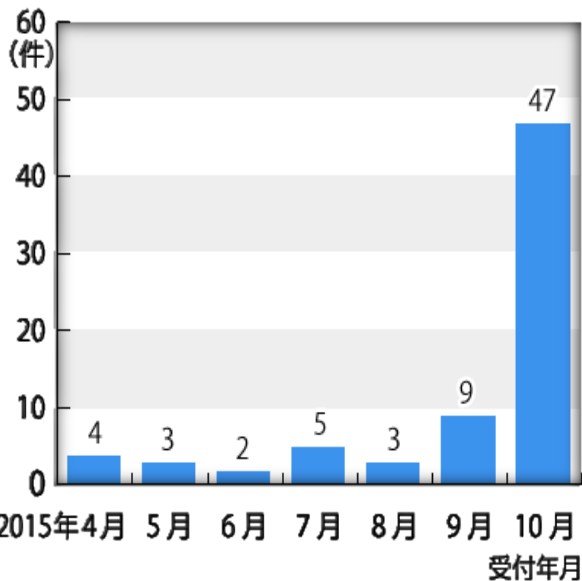
注意

様々な詐欺手口を考えてくる

4-3 マイナンバー便乗詐欺②

- ★ 電話越しやメールで「マイナンバー」という言葉を聞いたら、基本的には“あやしい”と思ってよい。
- ★ マイナンバー制度の導入に伴い、公的機関や無関係の企業が金銭の要求をしたり、口座番号や暗証番号、所得・資産情報、家族構成等の情報提供を求めることはない。
- ★ マイナンバーの管理委託関連での詐欺もあるので注意。

【マイナンバー制度に便乗した詐欺的トラブルの相談件数】



(国民生活センターHPより)

相談先一覧

【マイナンバー総合フリーダイヤル】
0120-95-0178 (無料)

<不審電話等の場合>

【消費者ホットライン】

188

【警察相談専用電話】

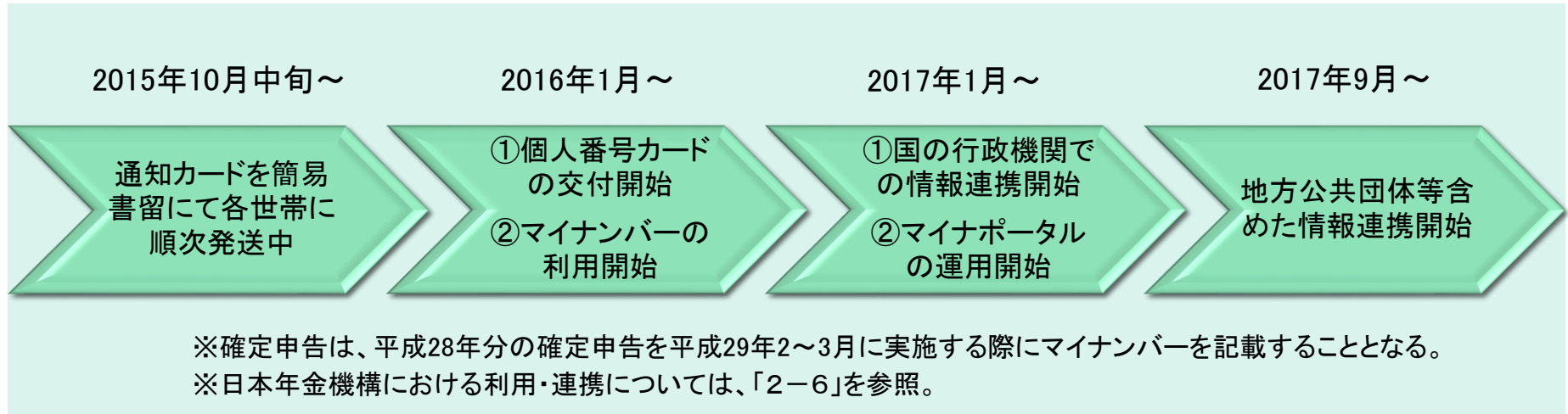
#9110

<特定個人情報の取扱い苦情>

【苦情相談あっせん窓口・委員会】

03-6441-3452

4-4 今後の予定



○マイナンバー法附則6条1項(1-3参照)に基づいた**利用範囲の拡大**の検討は、継続的に行われていくことになる。

【参考】

近時、マイナンバー制度への抗議の意思から、インターネットで自己のマイナンバーを公表する行為が報道されたが、当該行為は、マイナンバー法19条の提供制限規定違反の疑いがあり、また、インターネットを見た者が公表されたマイナンバーをプリントアウト・メモ等して収集した場合は、マイナンバー法20条の収集・保管制限規定違反の疑いがあるので、注意を要する。なお、制度上は、当該違反行為に対して、勧告→命令→罰則もあり得る。

講師略歴

○ 辻畑 泰喬(つじはた やすたか)

弁護士(第一東京弁護士会所属)

連絡先等は下記URLのページを参照

<http://www.bengoshikai.jp/search/detail.php?id=40656>

慶應義塾大学法学部法律学科卒

慶應義塾大学大学院法務研究科修了

元・消費者庁消費者制度課課長補佐

(個人情報保護推進室兼任)

元・内閣官房IT総合戦略室参事官補佐

(パーソナルデータ関連制度担当室兼任)

【執筆書籍(近刊)】

- ・第一法規より平成27年改正個人情報保護法を分かりやすく解説した書籍を出版予定
- ・改正部分だけでなく法律全体や関連部分を含めて一冊で解説